

特別児童扶養手当のしおり

◎これから手続きをされる方へ

特別児童扶養手当とは…

精神または身体に障害のある児童の福祉を増進するために支給される手当です。

①手当を受けることができる方（受給資格者）

20歳未満で、別表に定める（裏面参照）1級障害または2級障害があると認められた児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって養育している方です。また、外国人の方でも日本国内に住所がある場合は手当を受けることができます。

※障害程度の判定は、所定の診断書に基づき、手当の審査医が行います。

②手当の額

対象児童数1人につき 1級…月額 58,450円

2級…月額 38,930円

※手当は、原則として認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、11月）指定した金融機関の口座に支払われます。

③手当を受ける手続き

この手当は、請求しない限り支給されませんので、手当を受けるには、あなたの住所地の市町村の児童福祉担当窓口にて認定請求書のほか、障害認定診断書、戸籍謄本、住民票などを添付する必要があります（添付書類は交付の日から1か月以内のものに限ります（診断書は、請求月またはその前月の日付のものに限ります））。

※次のような場合は、手当の支給を受けることができません。

- ①児童が児童福祉施設などに入所しているとき
- ②児童が障害のために公的年金を受けることができるとき
- ③児童が日本国内に住所を有しないとき

※次のような場合は、手当の支給が停止されます。

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（受給資格者の父母、祖父母、子、兄弟など）の方の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止されます。

扶養親族の数	本人	配偶者・扶養義務者
0	4,596,000円	6,287,000円
1	4,976,000	6,536,000
2	5,356,000	6,749,000
3	5,736,000	6,962,000
4人以上	1人380,000円加算	1人213,000円加算

※詳しくはお住まいの市町村児童福祉担当課または県総合支庁福祉課までお気軽にお問い合わせください。

◎特別児童扶養手当障害等級表

1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7. 両下肢を足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの 11. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障害を有するもの 4. 咀嚼（そしゃく）機能を欠くもの 5. 音声または言語機能に著しい障害を有するもの 6. 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められるため状態であって、日常生活が著しい制限を受けるかまたは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（注）身体障害者手帳、療育手帳の判定基準とは異なります。

特別児童扶養手当のしおり

◎手当の認定を受けた方へ

① 手当の支払月

手当は、新規認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回の支払月の前月までの分が支払われます。

支払月	支払対象月
4月11日	12月分から 3月分
8月11日	4月分から 7月分
11月11日	8月分から11月分

※支払日が土・日・祝祭日の場合は、その直前の休日でない日の支払となります。

② 手当を受けることができなくなるとき

次のような場合には手当を受ける資格がなくなりますので、市町村の児童福祉担当窓口にすみやかに届け出てください。届出をしなかったり、届出が遅れたなどで、資格がなくなったあとも手当の支払を受けた場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当をすべて返していただくこととなります。

- ・児童が ①児童福祉施設などに入所したとき
②障害のために公的年金を受けることができるとき
③日本国内に住所を有しなくなったとき
- ・受給者が ①父または母が受給者である場合は、監護しなくなったとき
②養育者が受給者である場合については、対象児童を養育しなくなったり別居するようになったとき

③ 所得状況届の提出

受給者の方は、毎年8月11日から9月10日までの間に所得状況届を提出していただく必要があります。

この届の提出がない場合は、提出があるまで、8月以降の手当の支払を一時差し止めることとなります。また、2年間この届を出さないと、資格を失います。

④ 有期認定とされた場合

支給対象となった児童で、その児童の障害の認定について有期限を定められた場合（有期認定）は、有期認定期間が満了のときに、再度診断書とともに再認定請求書の提出が必要となります（診断書は、請求月またはその前月の日付のものに限ります）。

なお、診断書等の提出が遅れた場合、その期間は不支給期間となり、手当が支給されないこととなります。

⑤その他の届出義務

上記の届出以外にも、

- ①対象児童が増えたとき
- ②対象児童が減ったとき（上記にあてはまる場合や、児童が死亡した場合など）
- ③所得の高い扶養義務者と同居または別居するなど現在の支給区分が変更となる時
- ④受給者が死亡したとき
- ⑤手当証書をなくしたり、破損、汚したとき
- ⑥住所が変わったとき
 - 住民担当課と併せて、市町村の児童福祉担当窓口にもお越しください。
 - 県外へ転出の場合は、現在お住まいの市町村と転出先の市町村の両方に届出が必要です。
- ⑦氏名・支払金融機関などが変わったとき

は、届出が必要となります。

※詳しくはお住まいの市町村児童福祉担当課または県総合支庁福祉課までお気軽にお問い合わせください。